日刊 動労千葉

86. 2. 3

No.2155

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一―八（動力車会館）
（鉄電）二九三五―六・（公衆）〇四七二（22）七二〇七

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉砕！

役職にもついていない人まで→"スト指導責任"で解雇 デタラメな理由 処分
ストについて発言した大会代議員を→停職

第一波ストに対する前代未聞の不当処分は、何よりも動労千葉の組織解体、第二波ストの圧殺、全国鉄労働者の決起をおしつぶさんとする報復的・みせしめ的処分であり、断じて屈することのできないものである。しかも、この処分は単にそれにとどまらず、全労働者の闘いを圧殺するドス黒い意図を密めた政治的攻撃である。われわれは、この本質を徹底的に暴露・断罪し、全労働者の怒りの決起の水路としなければならない。

報復・みせしめ的 大量不当処分

今回の不当処分の反動性の第一は、われわれの正義の第一波ストの波及力に恐れをなした、全くデタラメな報復処分であることだ。

「分割・民営化」―十万人首切りに労働者が反対するのは全く当然のことだ。だからこそ、闘争後世論が沸騰し「五千万人署名」も飛躍的にのび、全国鉄労働者の活性化、怒りの反撃がわき起こりつつあるのだ。

まさに、このままでは〝「分割・民営化」あやうし〟と危機感にかられたが故の報復的・みせしめ的処分である。

第二に、それ故に、国鉄史上前例のない凶暴かつ大量不当処分であることだ。「解雇二〇名」とは、七五年一週間にわたり全国ストとして闘われたスト権ストが十五名の不当解雇であった事を見てもいかにメチャクチャか明白である。

スト根絶を狙い、公労法十七条をデタラメ適用

第三に、大量首切りを目的化しているため、公労法十七条を全くデタラメに拡大適用するという暴挙を行っている。

公労法十七条は、そもそも違憲の疑いが強いものである。百歩ゆずってこの間の判例から言っても、「指導責任を問うもの」と拡大適用をいましめている。

それを、特別執行委員という執行権限をもたない役員・現場の執行委員・支部の青年部長、果ては、役職なしで解雇するという全く不法・デタラメな適用を行っている。

これは、まさに国鉄から抵抗やストライキの根絶を狙ったもの以外の何ものでもない。

破防法そのもの――全労働者への重大な挑戦

第四に重大な点は、処分理由について、なんと、「ストを決定した第十回大会に出席していたこと」、当局の施策に反対の考え方をもっていること、そしてそれを発言したこと」を問題にしていることだ。これは破防法そのものだ。

これは、大会に出るな・しゃべるなという、許しがたい不当労働行為・不当介入そのものであり、組合の存立そのものを否定する断じて許せないものだ。

第五に、この処分が「労使共同宣言」の発出＝スト根絶・首切り推進という動労「本部」革マルの許しがたい裏切りを引き金としていることである。

まさに、いかなる点をとっても前代未聞・国鉄労働運動・日本労働運動を叩きつぶすことのみを目的とした断じて許しがたいものである。

こんなデタラメな理由で二〇名もの労働者の生活を破壊するなど絶対に許さない。労働者の階級的怒りの一切を解き放ち、さらに怒りをこめ反撃に決起しよう。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ！